

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第103号）（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に京都市朱雀工房及び京都市精神障害者地域生活支援センターなごやかサロンの管理を行わせるために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第103号

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例

京都市こころの健康増進センター条例の一部を次のように改正する。

第8条を削る。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、「センター」の右に「(工房等を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、工房等の利用を制限することができる。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、工房等以外の施設の開所時間及び休所日を変更することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、工房等の開所時間及び休所日を変更することができる。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 京都市朱雀工房及び京都市精神障害者地域生活支援センターなごやかサロン(以下「工房等」という。)の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条第2号及び第3号に掲げる事業に係る業務
- (2) 工房等の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

別表中「第3条関係」を「第4条関係」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)